

助成事業全般について

1 助成事業の上限に係る「車両保有台数」及び会員の定義について

- (1) 助成事業の上限数は、毎年度作成する「会員名簿」記載の車両保有台数を基準としております。この「車両保有台数」は、協会にご報告いただいたり、「毎年4月1日現在の車両保有台数」となっており、年度を通じて変更はいたしません。
- (2) 県内に複数の事業所を有している場合は、普通会員・賛助会員を合わせて1会員とします。

2 申請書類の作成・提出について

申請書類等を作成・提出にあたり、次の取扱いをお願いします。

- (1) 提出書類は、規格A4判・片面印刷とし、ホチキス止めはしないでください。
- (2) 申請書類等が多くなる場合は、提出の際に書類がバラバラにならないよう、クリップ等を使用してください。
- (3) 会社内での経理処理や申請に関する協会からの問い合わせに備え、申請書等の写しは各自で必ず保管してください。
- (4) 申請書等の提出方法は、協会宛に郵送等又は持参により提出してください。なお、普通郵便での送付の場合は到着まで数日要することを考慮の上、送付手段を選択してください。
- (5) 申請書控えに協会の受付印を希望する場合は、返信用の申請書写し及び宛先を記載した返信用封筒（郵送の際は送料分の切手、その他は送付伝票等を貼付）を提出してください。